

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第21号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2D階層の項中

「

(所得税額)	
D1	1円以上 30,000円以下
D2	30,001円以上 80,000円以下
D3	80,001円以上 140,000円以下
D4	140,001円以上 280,000円以下
D5	280,001円以上 500,000円以下
D6	500,001円以上 800,000円以下
D7	800,001円以上 1,160,000円以下
D8	1,160,001円以上 1,650,000円以下
D9	1,650,001円以上 2,260,000円以下

「

(所得税額)	
D1	1円以上 15,000円以下
D2	15,001円以上 40,000円以下
D3	40,001円以上 70,000円以下
D4	70,001円以上 183,000円以下
D5	183,001円以上 403,000円以下
D6	403,001円以上 703,000円以下
D7	703,001円以上 1,078,000円以下
D8	1,078,001円以上 1,632,000円以下
D9	1,632,001円以上 2,303,000円以下

を

D10	2,260,001 円以上 3,000,000 円以下
D11	3,000,001 円以上 3,960,000 円以下
D12	3,960,001 円以上 5,030,000 円以下
D13	5,030,001 円以上 6,270,000 円以下
D14	6,270,001 円以上

D10	2,303,001 円以上 3,117,000 円以下
D11	3,117,001 円以上 4,173,000 円以下
D12	4,173,001 円以上 5,334,000 円以下
D13	5,334,001 円以上 6,674,000 円以下
D14	6,674,001 円以上

に改め、同表備考3中「租税特別措置法,」を「租税特別措置法及び」に改め、  
「及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担  
軽減措置に関する法律」を削り、「及び第2項並びに第41条の2」を「から  
第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の  
3第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市老人福祉措置費徴収規則の規定は、平成20年7月分の老人福祉法第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)